



令和3年10月11日

市政記者 各位

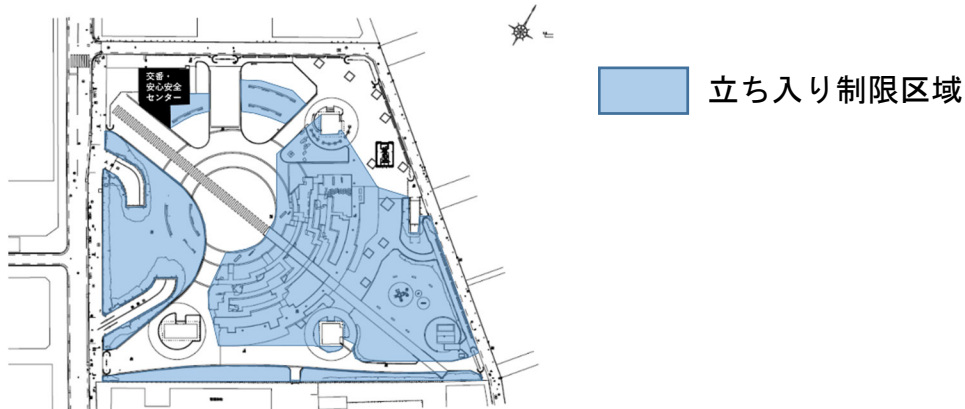
住宅都市局みどり運営課・中央区維持管理課

警固公園における今後の感染拡大防止対策について

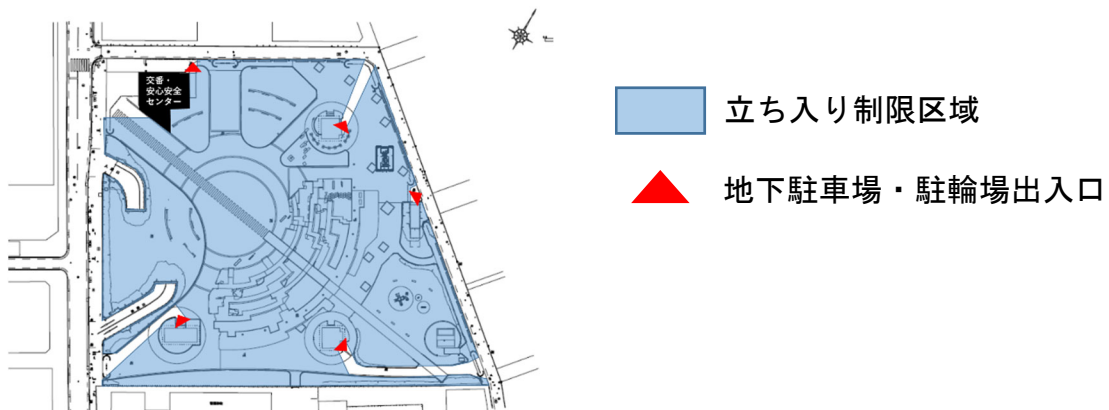
10月14日(木)をもって福岡コロナ警報が解除されますが、新型コロナウイルス感染拡大につながる密集・密接を回避するため、現在実施している警固公園の一部区域の立ち入り制限について、当面の間継続しますのでお知らせ致します。

なお、ハロウィンで多くの人出が予想される10月29日(金)から10月31日(日)については午後5時から翌日午前6時まで公園全面について立ち入りを制限します(いずれの場合も地下駐車場及び地下駐輪場はご利用いただけます)。

【立ち入り制限区域】



【立ち入り制限区域】10月29日～10月31日の午後5時から翌日午前6時まで



※ ハロウィン対策については、福岡県、福岡県警察と連携して実施。

【問合せ先】

住宅都市局みどり運営課 藤間 TEL 092-711-4407